

「持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会」の 設置について

趣旨

- 「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」のとりまとめから間もなく 10 年を迎える。
- とりまとめ以降、新・担い手 3 法（令和元年）、第三次・担い手 3 法（令和 6 年）の施行などにより、担い手確保の取組を着実に実施。
- 一方、生産年齢人口の減少が確実である中で、建設業の担い手の確保は喫緊の課題であるとともに、繁閑差や重層下請構造など従前からの課題は引き続き存在。また、災害の激甚化・頻発化、A I などデジタル技術の発展、スタートアップの興隆など建設業を取り巻く環境は変化。さらに、建築費高騰等を背景としたプロジェクトの停滞といった新たな事象も発生。
- 女性や若者をはじめ多様な人材が明るい希望を託せ、人材や企業が成長を「実感」できるとともに、我が国の国際競争力や地域の社会経済を支える建設業の確立に向け、持続可能な成長産業としての建設業のあり方とその実現に向けた施策について関係者で検討するため、「持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会」を設置する。

主な議題

- 「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」の進捗検証
- 「成長産業」としての建設産業のあり方
例：労働市場から信頼・評価され、選ばれる「人を大事にする」産業
高い生産性と労働分配率を両立させ、取引先や地域社会などから信頼される真に「経営力」のある産業
女性や若者を含むあらゆる人材が将来を託せる「未来に続く」産業
- その実現に向けて実施すべき施策の方向性
例：建設業関連制度の見直し、業界慣行の改善 など
⇒ 検討会議のアウトプットとして新たなビジョンをとりまとめ